

水俣市監査委員公告第11号

地方自治法第199条第7項の規定に基づき、令和4年度財政援助団体に対する監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を公表する。

令和4年11月24日

水俣市監査委員 坂本 幸則

同 真野 頼隆

令和4年度財政援助団体等に対する監査等に関する監査調書

1 本監査の根拠 水俣市監査基準（令和2年監査委員規程第4号）第4条第1項第6号
地方自治法第199条第7号

2 監査等の種類 財政援助団体等に対する監査

3 監査等の対象

(1) 財政援助団体等 : 公益財団法人水俣市振興公社

(2) 財政援助元 : 総務課

(3) 対象とした内容 : 令和3年度

公益財団法人水俣市振興公社運営事業費補助金 32,627,249円

4 監査の着眼点

別添「財政援助団体等監査着眼点」に沿って実施した。ただし、監査資源（組織、人員、時間等）の制約から、監査項目を適宜、調整するとともに、疑義ある部分については、別に定める一般的な監査の着眼点の該当項目を基にして、監査した。

5 監査等の主な実施内容

対象の団体等に、監査資料の提出依頼を行い、提出があった資料について、その有無等の確認を行ったうえ、資料の過不足等を確認し、必要な資料は催促した。

その後、監査事務局員による事前監査として、監査の着眼点の項目等別に分担し、書面調査、対象部課職員への聞き取り、勧告、指摘、注意及び意見・提案を行う必要があるものを抽出した。

本監査として、抽出された事項を基礎とし、監査委員及び事務局員が実地調査等を行った。

その後、監査委員へ説明を行い、監査委員において、必要な調査、質疑、検討、協議等を経て、本調書を作成した。

本講評は、以上の調査、監査を経て、関係機関に行う報告の決定の前に、その説明を行い、弁明、見解等を聴取するため、行うものである。

6 監査等の場所及び日程

(1) 財政援助元

ア 場所 監査事務局執務室内

イ 日程 令和4年9月27日（火）から9月28日（水）まで

(2) 財政援助団体等

ア 場所 公益財団法人水俣市振興公社事務局

イ 日程 令和4年10月12日（水） 午前9時から

(3) 本監査 令和4年10月12日（水）から11月1日（火）まで

7 監査等の結果

以上による監査により導き出される勧告等については、次のとおりであった。なお、監査に指摘、意見及び勧告等の区分は、別表のとおり、水俣市監査等結果の取扱要領（令和2年水俣市監査委員規程第9号）に示すとおりとする。

(1) 財政援助団体【公益財団法人水俣市振興公社】

(1) 勧告事項 特になし。

勧告事項とは、法規への適法性を欠き、市民の生命、財産、権利及び市政運営に、重大な影響が発生すると認められる若しくは現に発生しているもの等

(2) 指摘事項 特になし。

指摘事項とは、法規への適法性に欠いたもので、勧告、注意事項以外としたもの。経済性、効率性、有効性、合理化の観点から改善を要すると認められるもの。前回までの監査の指摘事項で改善されていないもの等

(3) 注意事項 次のとおり。

注意事項とは、処理の妥当性を欠いているが、速やかに改善ができる、又は簡易、軽微な誤りであるもの。経済性、効率性、有効性、合理化の観点から経過の観察等が必要なもの等

ア 支出負担行為決定書に事務局長の決裁漏れがあった。（総合もやい直しセンター1件、南部もやい直しセンター2件）

(4) 意見・提案事項 次のとおり。

意見・提案事項とは、法規への疑義、又は経済性、効率性、有効性、合理化の観点から妥当性を欠くもので、改善のため意見、提案を行う必要があるもの等

ア 被服貸与規程が定められているが、ポロシャツ等については規定されていない。被服貸与規程の見直しを検討されたい。（事務局）

(5) その他事項 特になし。

(2) 財政援助元【総務課】

(1) 勧告事項 特になし。

(2) 指摘事項 特になし。

(3) 注意事項 特になし。

(4) 意見・提案事項 特になし。

(5) その他事項 特になし。

8 その他必要と認める事項

(1) 今後の予定

この講評を受け、地方自治法、水俣市監査基準等に沿って、今後は、次のとおり処理するので留意すること。

ア 監査委員は合議して、報告すべき監査結果を決定する。

イ 決定した内容は、議会及び市長に提出するとともに、公表する。

ウ 対象部課へは、決定した監査の内容の項目別に、方法、期日等を定めその措置、報告等を依頼する。

エ 報告があった内容については、議会及び市長に提出するとともに、公表する。

令和4年度財政援助団体等に対する監査等に関する監査調書

1 本監査の根拠 水俣市監査基準（令和2年監査委員規程第4号）第4条第1項第6号
地方自治法第199条第7号

2 監査等の種類 財政援助団体等に対する監査

3 監査等の対象

(4) 財政援助団体等 : 公益社団法人水俣・津奈木シルバー人材センター

(5) 財政援助元 : いきいき健康課

(6) 対象とした内容 : 令和3年度

シルバー人材センター運営費補助金 14,286,720 円

4 監査の着眼点

別添「財政援助団体等監査着眼点」に沿って実施した。ただし、監査資源（組織、人員、時間等）の制約から、監査項目を適宜、調整するとともに、疑義ある部分については、別に定める一般的な監査の着眼点の該当項目を基にして、監査した。

5 監査等の主な実施内容

対象の団体等に、監査資料の提出依頼を行い、提出があった資料について、その有無等の確認を行ったうえ、資料の過不足等を確認し、必要な資料は催促した。

その後、監査事務局員による事前監査として、監査の着眼点の項目等別に分担し、書面調査、対象部課職員への聞き取り、勧告、指摘、注意及び意見・提案を行う必要があるものを抽出した。

本監査として、抽出された事項を基礎とし、監査委員及び事務局員が実地調査等を行った。

その後、監査委員へ説明を行い、監査委員において、必要な調査、質疑、検討、協議等を経て、本調書を作成した。

本講評は、以上の調査、監査を経て、関係機関に行う報告の決定の前に、その説明を行い、弁明、見解等を聴取するため、行うものである。

6 監査等の場所及び日程

(4) 財政援助元

ア 場所 監査事務局執務室内

イ 日程 令和4年9月27日（火）から9月28日（水）まで

(5) 財政援助団体等

ア 場所 公益社団法人 水俣・津奈木シルバー人材センター

イ 日程 令和4年10月13日（木） 午前9時から

(6) 本監査 令和4年10月13日（木）から11月1日（火）まで

7 監査等の結果

以上による監査により導き出される勧告等については、次のとおりであった。なお、監査に指摘、意見及び勧告等の区分は、別表のとおり、水俣市監査等結果の取扱要領（令和2年水俣市監査委員規程第9号）に示すとおりとする。

(1) 財政援助団体【公益社団法人 水俣・津奈木シルバー人材センター】

(1) 勧告事項 特になし。

勧告事項とは、法規への適法性を欠き、市民の生命、財産、権利及び市政運営に、重大な影響が発生すると認められる若しくは現に発生しているもの等

(2) 指摘事項 特になし。

指摘事項とは、法規への適法性に欠いたもので、勧告、注意事項以外としたもの。経済性、効率性、有効性、合理化の観点から改善を要すると認められるもの。前回までの監査の指摘事項で改善されていないもの等

(3) 注意事項 特になし。

注意事項とは、処理の妥当性を欠いているが、速やかに改善ができる、又は簡易、軽微な誤りであるもの。経済性、効率性、有効性、合理化の観点から経過の観察等が必要なもの等

(4) 意見・提案事項 特になし。

意見・提案事項とは、法規への疑義、又は経済性、効率性、有効性、合理化の観点から妥当性を欠くもので、改善のため意見、提案を行う必要があるもの等

(5) その他事項 特になし。

(2) 財政援助元【いきいき健康課】

(1) 勧告事項 特になし。

(2) 指摘事項 特になし。

(3) 注意事項 特になし。

(4) 意見・提案事項 特になし。

(5) その他事項 特になし。

8 その他必要と認める事項

(2) 今後の予定

この講評を受け、地方自治法、水俣市監査基準等に沿って、今後は、次のとおり処理するので留意すること。

ア 監査委員は合議して、報告すべき監査結果を決定する。

イ 決定した内容は、議会及び市長に提出するとともに、公表する。

ウ 対象部課へは、決定した監査の内容の項目別に、方法、期日等を定めその措置、報告等を依頼する。

エ 報告があった内容については、議会及び市長に提出するとともに、公表する。